

総合企画

1 市政の総合的な企画・調整及び推進

(1) 戦略的な都市経営の企画及びマネジメント

行財政改革計画における「都市の成長戦略」で掲げた5つの都市デザインを実現し、高い水準の一般財源収入を維持しつつ、さらに持続的に発展させていくことを目指し、都市デザインごとに掲げたリーディング・チャレンジやチャレンジを全庁横断的に実行していくための調整、マネジメントを行っています。

また、外部の知見を積極的にいかすなど、「都市の成長戦略」を推進していくための仕組みづくりを行っています。

(2) 「はばたけ未来へ！ 京プラン2025」の推進、政策評価

ア 「はばたけ未来へ！ 京プラン2025」の推進

「はばたけ未来へ！ 京プラン2025（京都市基本計画）」（令和3年度～令和7年）で目指す「京都の未来像」を実現するため、専門的な議論・知見を踏まえて策定された各分野別計画等に基づき、毎年度の予算編成において徹底した精査を行いながら推進事業を定めるとともに、多様な主体と連携することで、本計画の着実な推進を図っています。

イ 政策評価の実施

政策評価制度は、政策の目的がどの程度達成されているかを評価し、その結果を公表するとともに、より効果的な市政の運営や政策の企画・立案に活用するものです。

平成16年度から本格実施し、現在は、平成19年6月に施行した「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（行政評価条例）」に基づき、取組を行っています。

令和3年度からは、令和3年3月に新たに策定した「はばたけ未来へ！ 京プラン2025（京都市基本計画）」（令和3年度～令和7年）に掲げる27の政策及び114の施策の目的の達成状況について、客観指標評価及び市民生活実感評価の2つの手法により、評価を実施しています。

(3) 次期総合計画の策定に向けた取組

総合計画（「京都市基本構想」及び「京都市基本計画」並びに「各区基本計画」）が令和7（2025）年12月に終期を迎えることから、令和5年度は、基本構想策定以降（概ね平成13（2001）年以降）の社会経済情勢の変化及び各政策分野における取組の成果や課題等を把握・点検し、次期総合計画の在り方を示すことを目的に、社会経済情勢の変化等の情報収集や、京都市政や行政経営に対する見識が深い有識者からの意見聴取などの基礎調査を実施しました。

令和6年度は、京都市総合計画審議会を設置し、基礎調査の結果を踏まえ、様々な市民参加の手法も取り入れながら、次期総合計画の具体的な内容を検討していくこととしています。

(4) SDGs・レジリエンス・地方創生の推進

「京都市SDGs未来都市計画」の推進、「レジリエンス」の更なる普及、「地方創生」の取組など、「SDGs」、「レジリエンス」及び「地方創生」の推進に、全庁挙げて取り組んでいます。

(5) 人口減少対策の推進

人口減少対策の司令塔として、令和4年12月に、京都市の人口動態について分析を行い、課題を整理し、今後必要な取組の方向性を示すとともに、令和5年5月に関係部局や各区の実務者を構成員として「人口減少対策推進タスクフォース」を設置し、重点的に取り組む施策等について議論を重ねてきました。さらに、同年11月には、人口減少対策の全体像について、「人口戦略アクション2023」としてとりまとめ、全庁を挙げて若い世代の定住・移住の促進につながる取組を総合的に推進しています。

移住相談の総合窓口として、「京都市移住サポートセンター『住むなら京都（みやこ）』」を運営するとともに、若い世代から選ばれる都市に向け、本市の強みや魅力の発信を強化するため、WEB広告やSNSでの情報発信等、京都市への定住・移住を促進するための効果的かつ総合的なプロモーションを実施しています。さらに、本市の定住・移住促進の取組に賛同する企業・団体等からなる「京都市定住・移住応援団」との公民連携により、本市への定住・移住の促進に取り組んでいます。

(6) 京都創生の推進、双京構想の推進

平成15年6月に京都創生懇談会から「国家戦略としての京都創生の提言」を受けるとともに、京都市会において平成16年12月に「国家戦略としての京都創生」の実

現を求める決議が全会一致で議決されたことを踏まえ、歴史都市・京都ならではの魅力を守り、育て、発信するという視点から「景観」、「文化」、「観光」の3つの分野を柱とした京都創生の取組を進めています。

これまでの取組の結果、文化庁の京都への全面的な移転をはじめ、国において「景観法」や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が制定されるなど、数多くの成果を挙げてきました。一方、取組の開始から15年以上が経過し、社会情勢等が大きく変化していることから、令和3年3月に、これまでの京都創生の取組や成果を総括し、今後の京都創生の在り方を考えるきっかけとするため、「歴史都市・京都創生策Ⅱ総括～『次なる京都創生』に向けて～」を取りまとめました。

総括を踏まえ、引き続き、国への要望・働き掛けや啓発活動に取り組むとともに、国内外の民間企業との連携などにより、京都創生の発信強化や機運醸成を図っています。加えて、京都を愛する海外在住者に、京都の歴史・文化を守り、育てる取組に共感・応援いただく機運を醸成するとともに、海外の方々からの寄付の受入れ等の取組を進めています。

また、日本の大切な皇室の弥栄のために、皇室の方に京都にもお住まいいただき、政治・経済の中心である「東京」と、歴史・文化の中心である「京都」が我が国の都としての機能を双方で果たす双京構想の実現を目指しており、都市格の向上、国への要望活動や機運醸成、皇室の方に京都にお越しいただく機会の創出等に取り組んでいます。

今後も引き続き、これらの取組を着実に積み重ね、京都創生及び双京構想の実現に向けて取り組むこととしています。

(7) 西陣を中心とした地域の活性化

西陣を中心とした地域は、西陣織をはじめとする伝統産業、伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並み、商店街、観光スポットなど、多彩な歴史・文化・観光資源を有しており、これら豊富な地域の財産や魅力を活用した活性化を図るため、平成31年1月に「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」を策定しました。

ビジョンでは、「「つながりによる創造」と「変革によるまちの継承」温故創新・西陣」をコンセプトに、概ね50年後を見据えた地域の将来像と今後概ね10年間に取り組む「実現のための11の方策」を掲げています。

ビジョンに基づき、民間提案による活性化プロジェクトを展開するとともに、そのプロジェクトを中心とした連携事業を実施するほか、ポータルサイト「にしZINE」やSNS等で情報発信を行うなどの取組を進めています。

(8) 京都駅周辺エリア（西部・東部・東南部）の活性化

ア 京都駅西部エリアの活性化の推進

京都駅西部エリアは、梅小路公園をはじめ、京都市中央卸売市場第一市場や京都リサーチパーク、商店街、京都水族館や京都鉄道博物館などの文化・観光施設、寺社、大学など、多彩な地域資源が集積し、さらに、平成31年3月にJR嵯峨野線「梅小路京都西」駅が開業するなど、京都の成長戦略を推進し、都市格を高めていくうえで大変重要なエリアです。

本市では、平成27年3月に、長期的な見地に立った将来ビジョンやその実現方策等をまとめた「京都駅西部エリア活性化将来構想」を策定し、平成28年3月には、この将来構想に基づき、多様な地域主体が連携してまちづくりに取り組むためのエリアマネジメント組織「京都駅西部エリアまちづくり協議会」を設立しました。本エリアにおいては、この協議会を中心に、事業者の連携促進や、地域の魅力の発信等、様々な事業を行うことにより、本エリアの活性化を推進しています。

イ 京都駅東部エリアの活性化の推進

京都駅東部エリアは、京都の玄関口・京都駅と東山の文化エリアを結ぶ立地にあるとともに、令和5年度には京都市立芸術大学や京都市立美術工芸高等学校が崇仁地域に移転するなど、文化芸術の新しい動きが生まれる「火床」となる場所であり、本エリアだけでなく、本市全体の活性化に繋がる大きな効果が期待できるエリアです。

本市では、平成31年3月に、「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンの創造に向け、まちの将来像やまちづくりの方向性等をまとめた「京都駅東部エリア活性化将来構想」を策定し、「文化芸術」と「若者」に重点を置いた新たなまちづくりを進めています。

これまでから、学生やアーティストと地域の方や事業者等の交流を促進し相互理解を深めることを目的とした様々な事業を進めており、今後も文化芸術を創造・発展させ、次世代に継承する環境整備を進めることとしています。

また、令和4年度からは、京都市立芸術大学新キャンパスに隣接する約4,000㎡

の市有地において、交流共創拠点の整備を進めており、令和5年度には、「共創HUB京都コンソーシアム」を拠点整備の事業者候補として選定し、基本協定を締結しました。

ウ 京都駅東南部エリアの活性化の推進

京都駅東南部エリアは、京都駅に近接し、京都市立芸術大学が移転した京都駅東部エリアに隣接する立地特性から、世界を視野に入れた新たな文化行政、文化交流を推進していくうえで、重要な地域となっています。

本市では、本エリアのまちづくりに「文化芸術」という新たな視点を取り入れることにより、「若者」を中心とした新たな人の流れを生み出し、本エリアの課題でもある人口減少や高齢化の進展に歯止めを掛けるとともに、本エリアと京都駅周辺地域の活性化の動きが連動することで、京都全体の活性化につなげていくため、平成29年3月に「京都駅東南部エリア活性化方針」を策定しました。

これまでから、同方針に基づき「文化芸術」と「若者」を基軸としたまちづくりに向けた機運醸成事業の実施を通じて、地域内外の方に「文化芸術によるまちづくり」が有する可能性や、本エリアのポテンシャルを実感していただけるような取組を実施しています。とりわけ、未活用の市有地を活用した、「創造発信拠点の誘致」を推進し、京都駅東南部エリアプロジェクト有限責任事業組合（代表：チームラボ株式会社）と定期借地契約を行い、現在、建設工事を進めています。

引き続き、同方針の推進に資する取組の実施により、本エリアの活性化に取り組むこととしています。

(9) 交通利便性が高い市街地に所在する大規模公有地の有効活用の推進

ア 京都・近畿の発展に資する国有地の有効活用に向けた調査・検討

京都の未来を見据え、更なる経済の活性化、人口減少社会の克服など、京都の発展に資するまちづくりを進めていくためには、市有地だけでなく、国有地等の活用を視野に入れて取り組むことが重要です。

こうした考えの下、本市では、交通利便性の高い市街地に所在する国有地（京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局）について、「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」（平成31年2月策定）及び「ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案」（令和2年3月策定）を国に提示し、有効活用の検討を要望しています。

本市を取り巻く環境や社会状況の変化に応じた機能の確保と敷地の有効活用について、活力ある地域社会につながる方策や、ものづくり企業のニーズに対応し得る用地の創出など、国と本市の双方にとってメリットのある解決策の実現に向け、協議を進めています。

イ 東部クリーンセンター跡地活用の推進

東部クリーンセンター跡地は、市民や事業者の御理解と御協力により、ごみの減量・リサイクルが進んだことから、ごみ処理コストの大幅な削減を図るため、平成25年3月末に廃止しました。当該跡地は、約4万4千㎡もの広大な敷地であり、また、地下鉄東西線「石田駅」から約300mの距離に位置し、利便性も高く、非常に大きなポテンシャルを有しています。

跡地活用を進めるに当たっては、不整形な土地形状や立地する既存施設の撤去に要する多額の費用などの課題があるものの、地域の理解を得る中で、地域の活性化はもとより、地下鉄増客や京都の未来の大きな飛躍に資するよう、民間の知恵もいかしながら、取り組むこととしています。

(10) リニア中央新幹線の誘致及び北陸新幹線の円滑な整備の推進

広域鉄道網の充実に向け、北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進やリニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業、京都ルートの実現等に向けた活動を展開しています。

(11) 地方分権改革・広域連携の推進

真の分権型社会を実現するため、本市独自又は他の指定都市等と共同で、国の施策及び予算に関する提案・要望等を行っています。

また、関西広域連合において、京都市がこれまで培ってきた経験や、特色・強みをいかしながら、広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域インフラ整備等に関する事務や課題の解決に向け、他の構成団体と共に取り組んでいます。

(12) 名誉市民

本市は、昭和28年に京都市名誉市民表彰条例を制定して、本市市民又は本市に縁故の深い方で公共の福祉の増進、又は学術技芸の進展に寄与され、もって広く社会の進歩発展に貢献し、市民の尊敬の的と仰がれる方に京都市名誉市民の称号をお贈りし、表彰しています。

これまでに名誉市民として表彰を受けられた方は56名、現在御活躍の方々は以下

のとおりです。

京都市名誉市民（故人を除く。）※敬称略

| 氏 名 | 表彰年月日 | 功 績 |
|--------|-------------------|------------------------|
| 廣中 平祐 | 昭和 58 年 10 月 15 日 | 現代数学の発展に貢献 |
| 千 玄室 | 平成 10 年 10 月 15 日 | 茶道の発展及び日本文化の国際理解促進等に貢献 |
| 田中 耕一 | 平成 15 年 10 月 3 日 | 生化学、医学等の発展に貢献 |
| 山中 伸弥 | 平成 25 年 7 月 30 日 | 医学の発展に貢献 |
| 志村 ふくみ | 平成 28 年 10 月 15 日 | 伝統工芸（染織）の発展に貢献 |
| 本庶 佑 | 平成 31 年 2 月 19 日 | 医学の発展に貢献 |
| 中西 進 | 令和元年 10 月 15 日 | 国文学の発展に貢献 |
| 上村 淳之 | 令和 5 年 10 月 15 日 | 日本画界の発展に貢献 |

2 参加と協働による市政運営

(1) 市民参加推進計画の推進

参加と協働によるまちづくりを進めるため、平成 13 年 12 月に市民参加を総合的に推進する行動計画として「市民参加推進計画」を策定するとともに、平成 15 年 8 月には、市民参加を推進する基本的事項を定めた「市民参加推進条例」を施行しました。

その後、5 年度ごとに市民参加推進計画の策定又は改定を行い、現在は、「第 3 期京都市市民参加推進計画」（令和 3 年 3 月策定）に基づき、取組を進めています。

計画における基本方針 1「市民との未来像・課題の共有」については、ターゲットを意識した SNS 等での情報発信や、各局や区役所・支所における地域の課題やまちづくりについての対話の場の設定、対話の場づくりに関する研修を受けた職員を派遣する「市民協働ファシリテーター制度」の活用など、市民と市職員、あるいは市民をはじめ多様な主体同士の対話の推進に取り組んでいます。

基本方針 2「市民の市政への参加の推進」については、パブリック・コメントや附属機関への市民公募委員の登用など、市政運営の様々な過程に市民参加の制度や仕組みを設け、市民の積極的な参加につながるよう、着実な運用に努めるとともに、あらゆる市政分野において市民と京都市の協働の推進に努めています。

基本方針 3「市民のまちづくり活動の活性化」については、市民と本市が共にまちづくりに取り組む“みんなごと”のまちづくり推進事業「まちづくり・お宝バンク」をはじめ、市民や地域の団体、NPO、企業・事業者、大学、寺社などのあらゆる主体との協働を進め、市民のまちづくり活動、地域コミュニティの活性化に取り組んでいます。

(2) 「新しい公共」の推進

「新しい公共」の理念を広く共有し、市民参加型行政をあらゆる分野で推進するため、令和 6 年 4 月に全庁横断組織「「新しい公共」推進プロジェクトチーム」を設置し、「新しい公共」を促進する仕組みづくりを検討するワーキンググループや市長や市職員が地域や分野ごとの関係者等と直接対話する「市民対話会議」等を実施するなど、社会総がかりで課題の解決に取り組み、すべての人に「居場所」と「出番」のある社会を目指す「新しい公共」を推進しています。

(3) 公民連携プラットフォーム「KYOTO CITY OPEN LABO」

本市が抱える様々な行政課題その他の社会課題に対し、民間企業等から課題の解決に資する技術やノウハウ、アイデアなどを募集したうえで、担当部署と民間企業等が連携して、実証実験や具体的実践等により課題解決に取り組んでいます。

3 大学のまち京都・学生のまち京都の推進

(1) 大学・学生と地域住民・企業との連携推進

本市は 36 もの個性と特色あふれる大学・短期大学が立地する「大学のまち」、そして人口の 1 割に相当する約 15 万人の学生が学ぶ「学生のまち」です。

大学の知や学生の力が地域課題の克服やまちの活性化に貢献するなど、京都のまちづくりの多様な側面において、大学・学生は重要な主体であり、京都のまち全体で大学の発展・学生の成長を支えています。このため、本市では、「大学のまち」「学生のまち」の推進に係る施策を大学政策と位置付け、重要施策の一つとして、総合的に取り組んでいます。

平成 10 年には、産学公連携のもと、我が国で初めての大学間連携組織である財団法人大学コンソーシアム京都（平成 22 年に公益財団法人へ移行）が設立され、同法人と緊密に連携し、「京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）（平成 12 年設置）」を拠点に、大学の知の集積を活用した生涯学習事業、単位互換や産学連

携教育プログラム、大学と地域の連携・交流促進を目的とする大学地域連携創造・支援事業（学まちコラボ事業）などの取組を推進しています。

18歳人口の減少や学生獲得に向けた競争の激化など、大学や学生を取り巻く社会潮流の変化の中、本市が世界に誇る「大学のまち」「学生のまち」であり続けるために、各種施策の推進に取り組んでいます。

(2) ふるさと納税を活用した大学における地域連携等推進事業

本市へのふるさと納税の促進及び「大学のまち京都・学生のまち京都」の魅力向上に向け、市内大学との協働による京都ならではの寄付メニューを開設しています。集まった寄付金については、本市の地域連携事業、京都学生祭典などの学生生活の支援や、大学が実施する地域社会・企業との連携強化、人材育成に関する取組、学生支援等に活用しています。

(3) 学生生活の支援

学生が持つ力を京都のまちの活性化につなげるため、以下の取組等を行っています。

ア 京都学生祭典

学生の成長の更なる支援や、地域への定着の促進に加え、学生の活動を活発化させ、学生の持つエネルギーによって京都のまちの活性化を図り、「大学のまち京都・学生のまち京都」の魅力向上につなげるべく、平成15年度から、学生が企画から運営までを行う「京都学生祭典」を京都の大学、経済界、地域、行政がオール京都で支援しています。

イ 京都学生広報部

本市と公益財団法人大学コンソーシアム京都との協働により、全国の中学・高校生に「京都の大学で学びたい」「京都で学生生活を送りたい」と思っただくため、京都で学ぶ大学生が、学生生活を送る中で実感する「リアルな京都の魅力」を学生目線で発信する「京都学生広報部」を平成27年度に創設し、情報発信を行っています。

ウ 輝く学生応援プロジェクト

学生が、社会貢献活動や京都のまちの活性化に主体的に取り組めるよう、活動場所の提供や専門の職員による助言等を行うため、京都市大学のまち交流センター1階に学生 Place+(がくせいプラス)を開設するとともに、京都のまちで主体的に活動を行う大学生を後押しし、活動の周知や他の学生や地域の皆様との交流につながる

機会をつくる「輝く学生応援アワード」を開催しています。

エ 「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリ KYO-DENT（キョー・デント）

本市や公益財団法人大学コンソーシアム京都、学生団体、経済団体などが連携し、運営している「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリ「KYO-DENT」を通じ、京都で学ぶ学生を対象に京都ならではの各種文化芸術体験・イベント交流情報、など、京都でしか味わえない学生生活の充実に役立つ情報を発信しています。

(4) 総合的な留学生誘致及び支援の推進

本市では「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい自由な文化交流を行う」という「世界文化自由都市宣言」に掲げる理念の実現に向け、留学生の誘致及び支援に力を入れています。

平成27年に設立された産学官連携のオール京都による「留学生スタディ京都ネットワーク」を通じ、京都への留学生誘致、受入・交流支援、就職支援を一貫して推進しています。京都留学総合ポータルサイトや京都に留学中の現役留学生によるPRを通じ、京都で学ぶ魅力発信、海外での誘致活動をはじめ、主に首都圏の日本語学校を対象にした進学説明会、京都ならではの多様な芸術文化の魅力を体験機会の提供、京都の地域企業訪問、インターンシップ等を実施しています。

(5) 大学のまち交流センター管理運営

本市に大学が集積していることを活かし、「大学のまち京都」の魅力を一層高めるために、大学と、市民や地域社会、産業界、また、大学間の交流を促進することを目的に、平成12年9月に「大学のまち交流センター」を開設しました。

以後、本市や公益財団法人大学コンソーシアム京都が単独また協働で実施する教育事業や産学公の連携事業などの各種事業の実施拠点として、更に、「京都学生祭典」などの学生団体の活動拠点として、「大学のまち京都・学生のまち京都」のシンボル施設となっています。

また、当該施設の指定管理者には、公益財団法人大学コンソーシアム京都を選定し、施設の管理運営及び豊かな地域社会の形成に関する調査・研究・人材育成事業等の実施を委託しています（令和5年度から令和8年度までの4年間）。

4 市政広報・広聴の推進

開かれた市政を推進するため、市政に関する情報を市民に広く伝える広報活動と、暮らしやまちづくりについての意見やニーズを市政にいかすための広聴活動を実施しています。

(1) 広報活動

ア 紙面による広報

- ・ 市民しんぶん（全市版） 毎月1日発行
- ・ 市民しんぶん（区版） 毎月15日発行
- ・ 点字、文字拡大版、音声版 全市版、区版とも毎月1回発行
- ・ 生活ガイドブック「暮らしのてびき」 毎年1回

イ テレビによる広報

- ・ KBS 京都特番 市長出演（年1回）

ウ ラジオによる広報

- ・ KBS 京都「松井こうじのランチタ イムカフェ」 日曜日（30分）（年3回）
- ・ エフエム京都「Kyoto Talk - Session in Bar」 金曜日（60分）（年3回）

エ インターネットによる広報

- ・ 京都市公式ホームページ「京都市情報館」
- ・ 京都市公式動画チャンネル「きょうと動画情報館」
- ・ 京都市公式 SNS（LINE・X（旧 Twitter）・Facebook・note）

オ 広報板による市政広報

カ 報道機関に対する報道発表

キ 広域的情報発信

首都圏等を含む各種メディアでの露出獲得や、広報コンテンツ開発、新たな媒体による発信を行っています。

(2) 広聴活動

ア 「市長への手紙」制度

市民等から文書、電子メールにより市政に対する建設的な意見、要望等を広く受け付け、市政への反映に努めるとともに、意見等に対し、誠実かつ迅速に対応する

制度です。

イ 市政情報総合案内コールセンター

市役所等への問合せを 365 日、電話、FAX、電子メールの中から利用者に合った方法で行うことができる「市政情報総合案内コールセンター（京都いつでもコール）」を運用しています。

5 情報化推進

(1) デジタル化戦略の推進

「京都市DX推進のための基本方針」等に基づき、行政サービスや内部事務のDXを推進するとともに、安心安全、誰一人取り残さない環境・仕組みづくりなどに取り組んでいます。

ア デジタル化の企画・促進

市民サービス向上と行政の効率化、社会課題の解決、都市の成長に繋げていくため、外部の知見もいかしながら、全庁を挙げてデジタル化に取り組んでいます。

イ 自治体情報システムの標準化・共通化に向けた対応

市民の利便性の向上と、行政運営の更なる効率化を図るため、国の動きに歩調を合わせ、関係局の緊密な連携の下、国が定めた標準仕様に適合する「標準準拠システム」への円滑かつ効果的・効率的な移行に向けて取り組んでいます。

ウ 情報セキュリティ対策の強化

本市が保有する個人情報をはじめとした情報資産の適切な管理を徹底するため、本市職員が遵守すべき個人情報保護や情報セキュリティに関するルールを整備し、技術的及び組織・人的な観点から多層的な対策を講じるよう取り組んでいます。

エ オープンデータ利活用の推進

本市では、「市民協働の促進による市民サービスの向上」、「地域経済の活性化」、「行政の透明性・信頼性の向上」に寄与することを目的として、本市保有のデータをオープンデータとして公開するとともに、市民・市内の団体・大学・企業等によるデータの利活用の推進に取り組んでいます。

オ 情報公開制度

市政に対する理解と信頼を深め、市民参加を促進し、もって開かれた公正な市政を推進することを目的に、京都市情報公開条例に基づき、実施機関にその保有する

公文書の公開を義務付けるとともに、市政に関する情報を広く市民に提供できる施策を積極的に推進し、市民が正確で分かりやすい情報を得ることができるよう取り組んでいます。

カ 個人情報保護制度

個人の権利利益の保護、市が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱い手続や安全管理措置の運用を図るほか、個人情報の開示、訂正等の手続を実施しています。適正かつ円滑な個人情報取扱事務の運営がなされるよう、開示請求者への説明や職員研修にも取り組んでいます。

(2) 統計調査

国勢調査をはじめとする受託統計調査や、京都市推計人口等の固有調査のほか、統計情報発信として「京都市統計ポータル」の運用等に取り組んでいます。

6 国際交流・多文化共生の推進

本市では、昭和53年に、「世界文化自由都市宣言」を行い、この宣言を具体化していくため、平成2年3月に「京都市国際交流推進大綱」、平成9年11月に「京都市国際化推進大綱」、平成20年12月に「京都市国際化推進プラン」（平成26年3月改訂）、令和3年3月に「京都市国際都市ビジョン」を策定しました。

このビジョンでは、激化する都市間競争やコロナ禍をはじめ、目まぐるしく変化する国際情勢に柔軟に対応するため、これまでの国際関連事業の進捗を図るプランから、国際的な事業を展開する意義や、本市が目指す4つの国際都市像の実現に向けた取組の方向性を示すビジョンへと見直しを図り、全庁横断的に情報共有、事業の協働に取り組むこととしています。

(1) 姉妹都市交流

昭和33年のパリ市との友情盟約をはじめとして、世界9都市と姉妹都市の提携をし、文化、学術、経済等の交流を通じて相互の理解を深め、友情のきずなを強めることによって世界の平和に貢献しています。提携都市は次のとおりです。

| 都市名 | 国名 | 提携年月日 |
|------|------|------------|
| パリ | フランス | 昭和33年6月15日 |
| ボストン | アメリカ | 34年6月24日 |

| | | |
|--------|-------|--------------|
| ケルン | ドイツ | 38年 5月 29日 |
| フィレンツェ | イタリア | 40年 9月 22日 |
| キーウ | ウクライナ | 46年 9月 7日 |
| 西安 | 中国 | 49年 5月 10日 |
| グアダハラ | メキシコ | 55年 10月 20日 |
| ザグレブ | クロアチア | 56年 10月 22日 |
| プラハ | チェコ | 平成 8年 4月 15日 |

注：パリ市は友情盟約都市、西安市は友好都市、その他は姉妹都市

(2) パートナーシティ交流

世界のより多くの都市との交流を可能にするとともに、民間レベルでの交流・協力を一層促進することを目的として、パートナーシティ交流を推進しています。

パートナーシティ提携とは、包括的な交流を行う姉妹都市提携とは異なり、民間レベルでの交流を主体とし、特定分野での交流を行う新しい形態の都市間交流です。提携都市は次のとおりです。

| 都市名 | 国名 | 提携分野 | 締結年月日 |
|---------|------|------------------|---------------|
| 晋州 | 韓国 | 学術・教育 | 平成 11年 4月 27日 |
| コンヤ | トルコ | 文化・芸術 | 21年 12月 12日 |
| 青島 | 中国 | 経済・環境・文化・スポーツ・教育 | 24年 8月 26日 |
| フエ | ベトナム | 学術・教育・福祉 | 25年 2月 20日 |
| イスタンブール | トルコ | 学術研究・教育 | 25年 6月 14日 |
| ビエンチャン | ラオス | 学術研究 | 27年 11月 3日 |

(3) 世界歴史都市会議

本市は、昭和 62 年 11 月に、「21 世紀における歴史都市—伝統と創生」を総合テーマとして、国立京都国際会館において「第 1 回世界歴史都市会議」を開催しました。世界歴史都市会議は、世界の歴史都市の首長が一堂に会し、これまで積み重ねてきた貴重な体験と成果を互いに交流し、21 世紀に向けて人類の繁栄と文化の向上・発展のため、どのような役割を果たしていくべきかについて考えることを目的とする会議で、

「世界文化自由都市」の実現を目指し、本市が提唱したものです。

平安建都 1200 年の平成 6 年 4 月に再び本市で開催された第 4 回会議において、世界の恒久平和を希求し、歴史都市が将来にわたって日常的な交流を促進するための都市間交流組織として世界歴史都市連盟が創設され、平成 8 年 9 月に西安市（中国）で開催された第 5 回会議において、本市が世界歴史都市連盟会長都市に選ばれて以来、再選されています。

| 区 分 | 年 月 | 都市名 (国) | テ ー マ |
|--------|--------------|----------------------|--------------------------------|
| 第 1 回 | 昭和 62 年 11 月 | 京都 (日本) | 21 世紀における歴史都市 －伝統と創生 |
| 第 2 回 | 63 年 6 月 | フィレンツェ(イタリア) | 明日の人間のための歴史都市 |
| 第 3 回 | 平成 3 年 10 月 | バルセロナ (スペイン) | 都市の記憶と未来 |
| 第 4 回 | 6 年 4 月 | 京都 (日本) | 歴史都市の英知を求めて |
| 第 5 回 | 8 年 9 月 | 西安 (中国) | 歴史都市の振興 |
| 第 6 回 | 10 年 5 月 | クラクフ (ポーランド) | 歴史都市における遺産と開発 |
| 第 7 回 | 12 年 7 月 | モンペリエ (フランス) | 歴史とその価値 |
| 第 8 回 | 15 年 10 月 | モントリオール (カナダ) | 保存と開発： どのようにして？ 誰と？ 目的は？ |
| 第 9 回 | 17 年 10 月 | 慶州 (韓国) | 歴史都市の現在と未来： 歴史都市の保存と再生 |
| 第 10 回 | 18 年 10 月 | バララット (オーストラリア) | 持続可能な歴史都市：未来に向 けた経済・保存・ビジョン |
| 第 11 回 | 20 年 6 月 | コンヤ (トルコ) | 歴史都市に生きる文化遺産 |
| 第 12 回 | 22 年 10 月 | 奈良 (日本) | 歴史都市の継承と創造的再生 |
| 第 13 回 | 24 年 4 月 | フエ (ベトナム) | 伝統の継承が直面する課題とそ の解決への道 |
| 第 14 回 | 26 年 9 月 | 揚州 (中国) | 歴史都市：文化の継承と未来への歩み |
| 第 15 回 | 28 年 6 月 | バート・イシュル (オーストリア) | 高度技術が息づく革新的かつ 創造的な未来の歴史都市 |
| 第 16 回 | 30 年 9 月 | ブルサ (トルコ) | グローバル化が文化と生活様式 に与える影響 |
| 第 17 回 | 令和 3 年 6 月 | カザン (ロシア) 及びオンライン | 「地域のアイデンティティ基盤 としての歴史・文化遺産」 |

| | | | |
|--------|-------------|---------------|----------------------------------|
| 第 18 回 | 令和 4 年 11 月 | 安東（韓国）及びオンライン | 「コミュニティに根差した未来志向の歴史都市」 |
| 第 19 回 | 令和 6 年 11 月 | リュブリャナ（スロベニア） | 「持続可能な都市モビリティによる活気ある歩きやすい市街地づくり」 |

(4) 多文化共生施策

本市に住む約 5 万 8 千人（令和 6 年 7 月 1 日現在）の外国籍市民、日本国籍取得者、中国帰国者など、多様な国籍や文化的背景を持つ全ての人々が暮らしやすいまちを目指して、民族や国籍による差別を許さない人権尊重の環境づくりを進めるとともに、各種情報提供・相談事業、医療や行政サービスを利用する際のコミュニケーション支援などを行っています。

(5) 国際交流会館

市政 100 周年及び平安建都 1200 年記念事業の一つで、市民と留学生、在住外国人など幅広い市民レベルの国際交流活動を推進していく拠点として、平成元年 9 月に「京都市国際交流会館」をオープンしました。

会館には、各種情報の提供を行う情報サービスコーナー、移動式の座席で、多様な交流事業の舞台となるイベントホール、世界の人々との出会い・ふれあいの場である交流ロビーをはじめ、姉妹都市コーナー展示室、図書・資料室（kokoPlaza）、会議室、研修室、和風別館等を備えています。

また、公益財団法人京都市国際交流協会を令和 5 年度から 4 年間、会館の指定管理者に選定し、会館の管理運営及び多彩な国際交流や多文化共生を推進するための事業を実施しています。

(6) キーウ市・ウクライナ避難者支援

ウクライナ情勢の悪化を受け、姉妹都市であるキーウ市への支援及びウクライナからの避難者への支援を実施しています。

ア キーウ市への支援

令和 4 年 3 月 2 日から寄付金の受付を開始し、集まった寄付金を現地に送金し、破壊された集合住宅の修復に活用されました。

また、寄付金を活用して防寒物資（災害用毛布、使い捨てカイロ）を 3 回にわたってキーウ市に提供しました。

イ ウクライナからの避難者受入支援

令和4年3月に企業・団体及び市民との連携・協力の下「ウクライナ・キーウ京都市民ぐるみ受入支援ネットワーク」を立ち上げ、避難された方の各種相談に対応するワンストップ窓口を開設しました。

受入支援としていただいた寄付金を活用し生活支度金を支給するほか、住居や物資・サービスの提供、就学・就労支援等の取組を実施しています。

【支援状況：71世帯、80名】